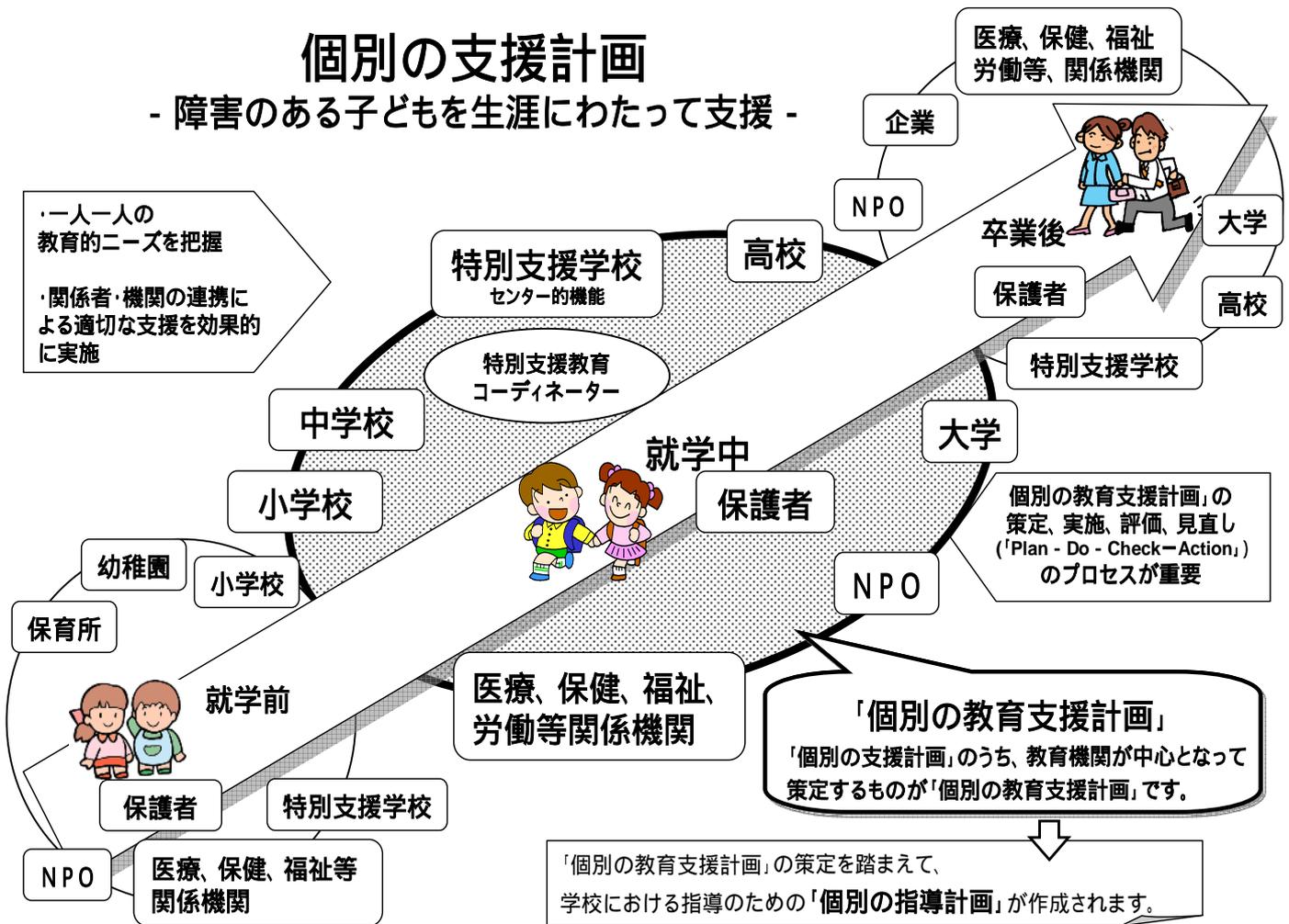


# 「個別の教育支援計画」の策定

「個別の教育支援計画」とは、

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されています。

（平成 17 年 12 月中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方」）



（文部科学省；特別支援教育教育課程研究協議会資料、2003 より作成）

「個別の教育支援計画」は、地域で生活する一人一人の生涯にわたる支援を各関係機関が連携して効果的に実施するための計画で、保護者をはじめ、教育、医療、保健、福祉、労働等が連携協力して支援するためのツール（道具）です。

トータルプランとしての「個別の教育支援計画」の策定を踏まえて、学校における指導のための「個別の指導計画」が作成されます。

# 「個別の教育支援計画」の策定

## Q 1 「個別の教育支援計画」を策定する目的はなんですか。

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを長期的な視点で把握し、適切に対応していくという考えの下、幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的とします。また、この支援は、教育のみならず、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組みが必要であり、関係者・機関の連携協力が不可欠です。

## Q 2 「個別の教育支援計画」の策定の対象は誰ですか。

特別支援教育の対象になる幼児児童生徒です。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒はもちろん、小・中学校の通常の学級に在籍する配慮や支援を必要とする児童生徒も対象となります。診断の有無に関係なく、「何らかの配慮や支援を必要とする」幼児児童生徒を対象とすることが有効です。

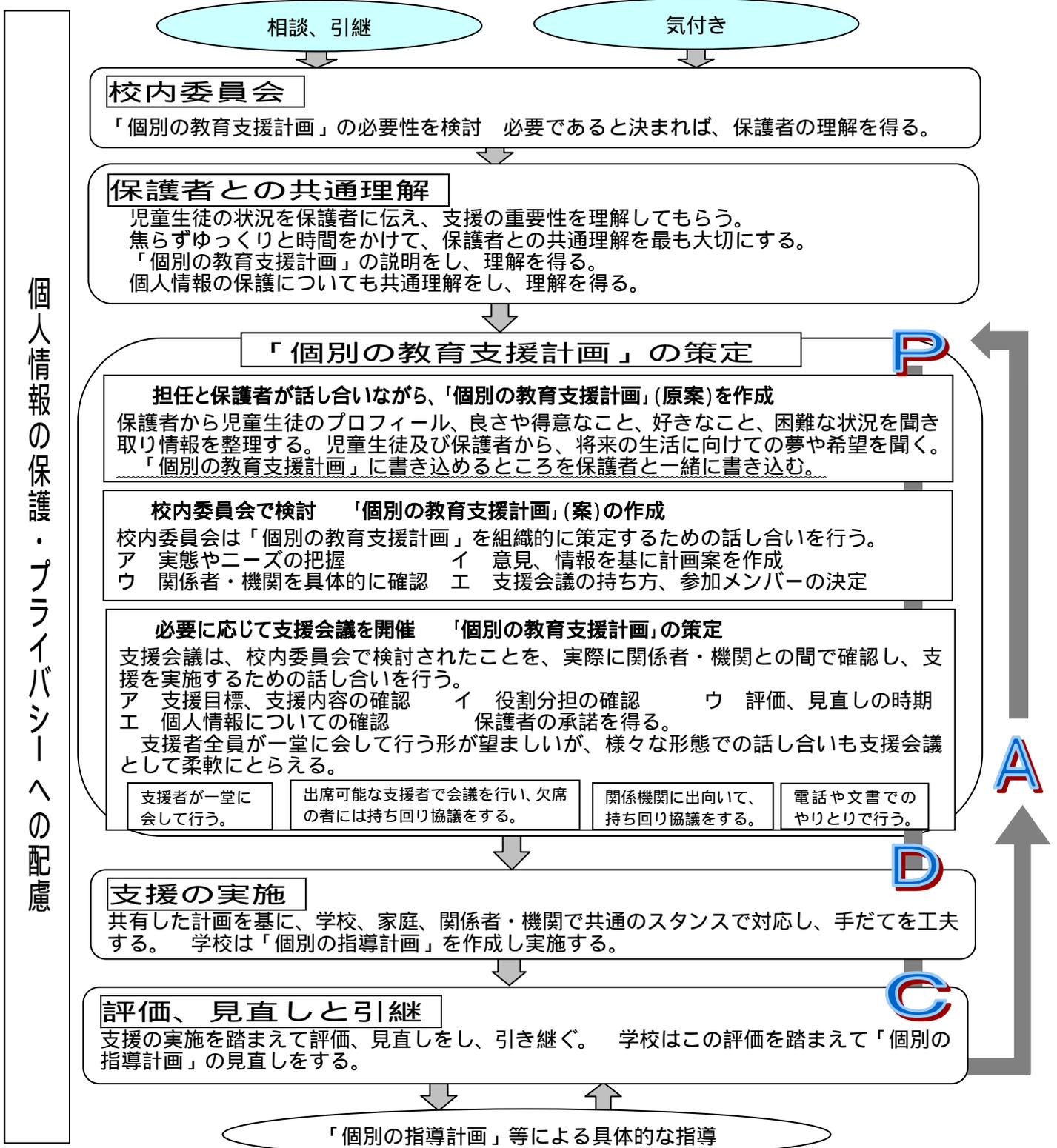
## Q 3 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」はどのように違うのですか。

	「個別の教育支援計画」	「個別の指導計画」
目的	長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うこと	児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導が行えるようにすること
時期	必要に応じて策定 めやすとして3年サイクルまたは節目（入学時、卒業時）で見直し、改善し新たに策定	毎年作成 学期ごとなど、短いスパンで、評価、見直し、作成
内容	プロフィール 本人・保護者の夢、希望 支援目標 支援内容と支援機関（担当者） 評価と課題、見直し、引継 次回の支援会議の時期 等	実態・課題  教育目標（長期・短期） 指導の手立て、学習の場（指導者） 評価、次年度に向けて 等
支援者	保護者、学校、関係機関 等	主に学校内の教職員 等
中心となる作成者	教育機関が中心となって作成 特別支援教育コーディネーターが中心となり、担任、保護者、関係者・機関等が話し合っ	校内関係者との連携のもとに、校内委員会で作成 担任が主に作成
評価見直し	原則的に年度末に実施 必要に応じて実施 （担任、コーディネーター、校内委員会、保護者、関係者・機関）	学期末に実施 必要に応じて実施 （担任、校内委員会）

Q 4 「個別の教育支援計画」は誰がどのように策定するのですか。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりを囲む保護者、関係者・機関が協議して策定するので、学級担任や特別支援教育コーディネーターが一人で抱えるものではありません。チームで取り組みます！また、Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善)といったPDCAサイクルにより「個別の教育支援計画」の活用を充実させることが必要です。

(策定プロセスの例)



支援会議とは

校内委員会で検討されたことを、実際に関係者・機関との間で確認し、支援を実施するための話し合いをする会議です。学校、家庭、関係者・機関が一人一人の実態、ニーズを踏まえて、支援目標等を共通理解し、相互に協力して支援の役割分担をします。

## Q 5 保護者はどのように参画するのでしょうか。

保護者は、重要な支援者の一人であり、幼児児童生徒への支援を行う場合に、極めて大切な役割を担っています。「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価、見直しのすべてに、積極的に参画し、他の関係者・機関と同様に支援者として役割を果たし、その意向を十分に反映させることが大切です。

## Q 6 個人情報の保護について配慮する点はなんですか。

「個別の教育支援計画」に多くの関係者・機関が関わることで、個人情報が拡散することに対する保護者の不安は非常に大きいはずですが、「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価、見直しに当たっては、責任を持って資料等を管理するだけでなく、個人情報の取り扱い等において特別の配慮が必要です。

保護者や関係機関には「個別の教育支援計画」について十分説明した上で、個人情報の取り扱い方法や関係機関と情報を共有する範囲、守秘義務などについてきちんと共通理解を図る必要があります。

### 【個人情報を共有するにあたっての配慮すべき事項】

個人情報の取り扱いは、本人・保護者の承諾を必ず得る。「個別の教育支援計画」は本人・保護者のもの。

「個別の教育支援計画」策定後、複写する場合についても承諾を得ておく。

関係機関の担当者を明確にし「どこが」「何部」持つのかを決め、責任を持って情報を管理する。

複数が保管する場合は廃棄の期限についても決めておく。

電子媒体についても、ルールを決め、情報が流出しないように気を付け、廃棄の期限も決めておく。

進学や転学等に伴っての「個別の教育支援計画」の引継について本人・保護者の承諾を得る。

校内委員会・支援会議において共有する情報の取扱い方法についての取り決めを交わし、本人・保護者に十分説明をし、了解を得て情報を共有することが必要である。

学校では保管や取り扱いについて共通理解をする。

### 本校での共通理解事項

### 参考文献

小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用

全国特別支援学校長会

全国特別支援学級設置学校長協会（発行）ジース教育新社

「個別の教育支援計画」策定・実施・評価の実際 関係者・機関と連携した支援の実際

全国特別支援学校長会（発行）ジース教育新社

「個別の教育支援計画」の策定に関する実際研究

独立行政法人 国立特殊教育総合研究所

特別支援教育推進のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～

東京都教育委員会

地域における支援をすすめるための『支援アイデア集 ～地域支援ネットワークの構築をめざして～』

神奈川県立総合教育センター

支援が必要な子どものための「個別の支援計画」

神奈川県教育委員会